

世田谷14団ローバースカウト隊

ローバースカウト憲章

前文

我ら日本ボーイスカウト東京連盟世田谷第14団ローバースカウト隊は、スカウトの「ちかいとおきて」に則り、自身の信仰にしたがって積極的に活動し、自己の人格の向上に努める。我らは、自ら課題を設定し行動を起こすことにより、幅広い知識を身につけ、心身を鍛錬し、自己の成長とともに隊の成長に貢献していく。そして、その経験を生かし、社会に貢献する。そして、何事も成長の糧とし、よりよき社会人を目指すことを誓い、ここに憲章を制定する。

第1章 総則

第1条 (名称)

当組織は、日本ボーイスカウト世田谷14団ローバースカウト隊と称します。

第2条 (組織の目的)

ローバースカウトの活動目標を達成するため、以下の各項を目的とします。

- (1) ローバースカウト自身のスカウト活動に対する理解を深め、「ちかいとおきて」を実践する。
- (2) よりよき社会人として、地域や社会に貢献できる活動を行う。
- (2) ローバースカウトとして、ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウトの模範となる活動を行う。
- (4) 活動による自己研鑽に努める。
- (5) 他地区・他県連や海外のローバースカウト及びその年代に該当するスカウト関係者、他の青少年団体との交流を深める。

第2章 組織構成

第3条 (構成員)

当組織は、以下に該当する者を構成員とします。

- (1) 世田谷14団内の各団に所属する18歳以上25歳以下のローバースカウト及び同年代の指導者
- (2) 世田谷14団内で活動を希望する、他地域の18歳以上25歳以下のローバースカウト及び同年代の指導者
- (3) その他、ローバー隊隊長に認められた者
- (4) ローバー隊に所属しているアドバイザー（隊長及び副長等）

第4条(入隊式)

当組織における入隊式とは、当組織の一員として迎え入れる儀式とし、その証として、当組織の一員として認められたローバースカウト及び同年代の指導者のみ、当組織のクルー章を制服に着用することとします。ただし、当組織の活動等の際に、一時的に着用が認められた場合には、この限りではありません。

第5条(入隊式に対する課題)

入隊に対する課題としては、以下のように定めます。

- (1) 入隊セレモニーに出席し、当組織の活動に参加をすること。
- (2) 今後の当組織の活動について、参加する意思を持つこと。
- (3) その他については、当組織で与え、別途定めます。

第6条(組織の運営構成)

当組織の運営は、以下の役割・常設チームによって構成します。

(1) 幹事長

組織の全般を掌握し、代表します。

(2) 副幹事長

幹事長を補佐し、幹事長に不都合が生じた時は、職務を代行します。

組織の事務局を兼任します。

(3) 会計

組織の財務・会計事務を掌握します。

(4) 書記

総会・集会等の記録及びその管理をします。

(5) 特別活動チーム

第7条(特別活動チーム)

活動上の必要に応じて、特別活動チームを編制することができる。

編制する場合は、総会または定例会での承認もしくは幹事長の承認を必要とする。

第3章 活動

第8条(活動)

ローバー自らが実施する自己研鑽と、組織及びチームが行う奉仕活動、社交活動及びその他のプログラム活動によって行います。

第9条(個人活動)

ローバーが「ちかい」と「おきて」に基づいて、自己の能力を高めるための活動や奉仕活動を実施することを奨励します。実施したときは、当組織に実施報告をするものとします。

第10条(組織・チーム活動)

ローバー自身の能力開発、奉仕、交流、国際協力等の内容で、組織の年間計画や予算、環境を考慮し、特別活動チームあるいは全体でプログラムを展開します。実施する場合は、組織の承認を得て実施するものとします。

第11条(所属団での活動)

地区ローバースでの活動は、所属各団での活動を制限するものではありません。また、構成員のローバースカウトは、各団での活動をそれぞれ行うことを奨励します。

第4章 会議体

第12条(会議体の区分)

当組織における会議体として、以下のものを定めます。

- (1) 総会
- (2) 定例会
- (3) 幹部会
- (4) 臨時会
- (5) 特別活動チーム会議

第13条(総会)

総会は、原則として1年に1回、結団式の終了後に開催します。総会の決議事項は以下の通りです。

- (1) 前年度の活動報告、及び決算
- (2) 当年度の活動計画、及び予算
- (3) 幹事長、副幹事長、会計、書記の選任
- (4) 当組織の憲章の審査
- (5) その他重要な事項

決議・承認事項は出席ローバーの過半数を以て議決・承認されます。

第14条(定例会)

定例会は原則として年3回（ONH、もちつき、隊キャンプ等のイベント時に）開催し、ローバー活動に関する情報交換や提供、ローバースの意思決定を要する案件について構成員の議決権を以てこれを決定する場です。決議・承認事項は出席ローバーの過半数を以て決議・承認されます。

第15条(幹部会)

幹事長、副幹事長、会計及び特別活動チームの代表者によって構成され、必要に応じて幹事長が招集し、開催します。

第16条(臨時会)

第13条～15条に定める会議以外で、ローバー隊の意思決定を必要とする場合、幹事長の権限により、臨時会を開催することができます。

第17条(特別活動チーム会議)

特別活動チームチーフの権限により、それぞれに所属する構成員を招集し、それぞれの活動に必要な会議を行います。

第18条(議長)

第13条から第16条に定める会議の議長は、幹事長がその役にあたります。幹事長不在時は副幹事長が、副幹事長不在時は、幹部会構成員のうち年長者がその役にあたることとし、それでも該当者がいない場合は、会議出席者のうちの最年長者が議長の役にあたることとします。第17条に定める会議の議長は、特別活動チームチーフがその役にあたります。チーフ不在時の議長は、その会議の参加人員内で定めます。

第5章 役割と任務

第19条(役割と任務)

当組織には以下の役割を置いて、それぞれ与えられた任務を負い、ローバーの手により自治します。ローバーは、以下のいずれかの役割を必ず担当し、組織の運営に参画します。

(1) 幹事長[1名]

アドバイザーの支援のもと、14団ローバー活動全体を主導します。また、各役割での活動を掌握し、本ローバー活動における全ての活動の責任を負います。組織の行う会議時の議長となり、会議の進行を行います。

(2) 副幹事長[若干名]

幹事長を補佐します。通常は当組織の事務局を兼務し、連絡等を担当します。幹事長不在時は、その任務を引き継ぎ、その任にあたります。

(3) 会計担当者[1名]

組織の財務・会計事務を担当します。

(4) 書記[1名]

総会・集会等の記録及びその管理をします。

(5) 特別活動チームチーフ[1名]

特別活動チームにおける活動の実施責任者となり、チームを代表し、幹部会に出席します。そのチームでの活動を主導し、特別活動チーム会議を開催する権限を持ちます。

(6) 特別活動チームメンバー[必要数]

特別活動チームの担当する役割について、それぞれの能力を活かし、実現に向けて活動します。

第20条(役割の決め方)

各役割は、所属するローバーの中より、以下のように決定するものとします。

(1) 幹事長・副幹事長・会計・書記

総会において、自薦・他薦による候補者の中から決定します。

(2) 特別活動チームチーフ

第1回の特別活動チーム会議において、メンバーの中から互選します。第1回の会議は、所属メンバーのうち最年長者がチーフの決定まで会議の進行を行います。

(3) 特別活動チームメンバー

特別活動チームの編制の決定時に、その活動に主に関わる者を幹事長が指名します。

第21条 (任期)

各役割の任期は1年とし、再任を妨げません。

ただし、任期期間中に構成員でなくなったとしても、任期期間中はその任務を責任をもつこととする。

第22条(兼務)

幹事長のみ兼務はできないこととします。

第6章 資金と会計

第23条(会計担当者)

当組織の財務管理は、総会で選任する「会計担当者」が担当します。

会計担当者は、組織の金融口座を1つ開設し、取引印及び預金通帳を厳重に管理します。

第24条(活動費・年会費・登録費)

構成員は年会費3000円を期首にて口座振込み若しくは会計係に手渡しによって納めることとする。この年会費をもって隊費とする。当組織における活動に伴う諸費用は、原則としてそれぞれの活動に参加する構成員の個人負担・隊費から捻出する。ただし、活動によって団・団委員会の補助が必要となったときには、定例会もしくは幹部会での決定により、会計担当者と幹事長によって、団・団委員会へ費用の補助を申請することとします。加えて、年会費は期末においてすべて清算することとし、残金については繰り越さず各個人に払い戻すこととする。加えて、登録費(隊費とは別)は全額スカウトが負担するものとする。

第25条(需品費)

当組織における活動に必要な需品は、基本的にはその活動に関わる構成員の個人負担とします。ただし、例外的に、当組織の全体会にて決議されたものについては、地区へ費用の補助を申請することとします。

第26条(予算と決算)

当組織における財務は、総会における予算承認を受けて執行し、次年度の総会で決算の承認を受けなければなりません。

第27条(寄付)

組織への寄付は喜んで受け付けます。

第7章その他

第28条(報告義務)

当組織の各種会議を含めたすべての活動は、幹事長を通じて逐次報告することを義務とします。我々は、各団に所属するスカウト及び指導者であることを忘れてはならず、団の知らない範囲での活動は行わないこととします。

第29条(書類管理)

1項:(書類関係の保管) 下記の書類関係は隊長の指示に従い、副幹事長が保管します。

(1) 議事録

- (2) 当会内のプロジェクト関係書類
- (3) 会計担当により記録された出納帳
- (4) ローバー会員個人データ
- (5) 東京連盟ローバースカウト代表者会議の資料

2項：（書類関係の閲覧）上記の書類関係は隊長の承認を経て、閲覧可能とします。

第30条(罰則規定)

本憲章に罰則規定は設けません。ただし、構成員が法と秩序を遵守することはもちろん、常に「ちかい」と「おきて」の実践に努め、良識ある社会人として行動しなければなりません。

第31条(憲章の成立)

本憲章の成立には、例外的に、設立総会に出席するローバーの3分の2以上で可決されることを要します。

第32条(憲章の改正)

本憲章は、ローバーの発議により、総会において改正することができます。ただし、その改正案は、事前にアドバイザーに回覧し、意見をもらった上で決議しなければなりません。その承認には、例外的に、総会に出席するローバーの3分の2以上の賛成を要するものとします。

第33条(憲章の適用範囲)

本憲章は、第3条に定めた構成員すべて、そして当組織のとりすべての行為について適用されます。

第34条(記載のない事項について)

記載のない事項については原則として日本ボーイスカウト連盟世田谷14団及びローバー隊の規約に準ずるものとする。

第35条(憲章の施行)

本憲章は、2015年1月11日より施行します。

附則 14団ローバーのちかいとおきて

- 1、隊長（歴代含む）をBP、キリストと同格として崇め永遠の忠誠心を誓う。
- 2、年功序列ではなく立場や役職を尊重し、自由であること。ただし敬意を忘れてはならない。
- 3、受験、就活、留学、旅行、その他、長期間（数か月）活動に参加しない場合は幹事長、隊長、奉仕先の隊長に了解を得ること
- 4、出欠確認連絡に返事をしない者、憲章に従わない者、隊長の機嫌を損ねる者にはポイントを与え、貯まったポイントは下記と変換しなければならない。（以下、大人の木の葉賞とする）
 - 5-1、 3ポイントで辱められる。5ポイントで上進式のファイヤーでセルフスタンツ
 - 5-2、 日頃の活動が会議にて認められ過半数の賛成を得られた場合はポイントを減らす、または無しとすることができる。
 - 5-3、 年度末にポイントを所持している者が年をまたいだ場合は1ポイントプラスする
- 6、坂井希を永遠の下っ端ローバーとする
- 7、26歳になっても彼女がいない場合は下っ端ローバーに成り下がる。
- 8、憲章5条により入隊したものは叙任式を行うことによって上級ローバーとして扱われる。
 - 8-2 叙任されるには幹事長及び隊長に認められたプロジェクトを行い、評価を得ること。
また叙任式で与えられる課題を難なくこなすこと。
- 9、団会議とラウンドに最低1人は参加し、得た情報をみんなに共有する。欠席者や情報を回さないものには木の葉ポイントを授与する。